

第4章 提言

1. 福祉避難所の必要性

東日本大震災において、私たちの法人が考えたのは「避難が必要な障がい者の方に避難してもらえる場所を確保する必要性」だった。

私たちは、入所施設やグループホームを持たない。また複数の方が長期に避難できる大きな建物も持ってはいない。地域にある避難所はたいていが小・中学校である。そういった施設のハード面を考えただけでも、障がい者が避難することが難しいのは想像に難くない。

そこで先に述べたように、郡山市の障害者福祉センターなら何とかなるのではないかと考えた。車いす対応トイレが男女別であり、研修室等の部屋も複数ある。暖房の効く体育館もあるので、ハード面では他の施設よりも受け入れがスムーズにできると考えたのである。

このように、まず障がい者の生活に最低限必要なスペースや設備を持つ施設を、災害時の避難所として考えておく事は必要ではないだろうか。できれば指定しておくのが良いと思われる。というのは、今回福祉避難所となった障害者福祉センターは、もともとはその地域の指定避難所だったため、備蓄があり、また行政とのやり取り（給水の要請など）もスムーズだったように見えた。

次に必要なのは、何と言ってもマンパワー＝人手である。震災後、福祉避難所について検討する記事や資料を読んでも、意外に見落とされがちな側面だが、一番重要と考える。

障害者福祉センターを福祉避難所として要望してから、私たちの法人がすぐに取りかかったのは、避難所への職員配置のローテーションである。独居や障がい者世帯の方の避難が多かった事もあり、介助が必要となる事は明らかだったからである。一方、避難所には水や食事、物資は届くが、介助の人手は行政から派遣されない。避難所にいる行政関係者は、避難所の管理（避難者、物資の把握など）を行う市の職員、健康管理に当たる保健所職員の看護師（これはとても助かりました！）である。それと当の障害者福祉センターを運営・管理する福祉事業団の職員がいるが、皆さんにはそれぞれの役割があるため、介助者としてお願いすることは難しい。

当法人の職員やヘルパー自身も被災者であるにも関わらず、ローテーションで避難所で支援にあたったことで、避難された方々のサポートが可能になった。しかし、一法人でできることには限界もある。福祉避難所を検討する際には、避難生活を支援する介助者の確保を念頭に、地域の福祉施設やヘルパーの方等の協力体制を検討しておくことも、重要であると思われる。

ボランティアの活用も同様であろう。何名かの主となる介助者がいれば、ボランティア

の方に避難生活の支援をしていただくことも可能である。今回も人手が必要と考えてボランティアセンターに派遣を希望したが、原発事故の影響で「移動中の被爆を考慮し、派遣はできない」と断られてしまった。

なお、人手については避難所から自宅へ戻る際にも必要となる。震災の影響でモノが散乱した部屋の片付けや、全壊した家からの引っ越しの際にも人手は必要であるが、そういった支援等はまさしくボランティアとなる。そのため、「戻るために必要な支援」も含めた「防災計画」「避難計画」を立てる必要性があるのではないだろうか。

2. 長期化する避難に必要なもの

避難生活が長引けば衛生面が問題となってくる。特に断水となってしまった場合、トイレや入浴等の問題が大きい。

今回の震災時に段ボール製の「簡易トイレ」を利用したが、安定に欠き、とても肢体不自由の障がい者が使えるものではない。一般の避難所での簡易トイレの設置には、身障者用簡易トイレの配備も検討すべきではないだろうか。

次は入浴等の清潔面の問題である。今回の震災では断水のため、清拭用のウェットペーパーで身体を拭いたりしたが、やはり長期化すると入浴は衛生面でも精神面でも必要となってくる（特に女性の方からは、洗髪だけでもしたいという声が上がった）。そこで、郊外の断水を免れた福祉施設まで避難者を送迎してお風呂をお借りしたり、社会福祉協議会に協力を要請し入浴車を派遣してもらい、入浴する事ができた。日頃のネットワークが活かされたと実感した瞬間であった。この経験から、移動が困難な障がい者のいる避難へは入浴車の派遣も考慮するべきではないだろうか。

なお、阪神淡路大震災の際も自衛隊の協力で仮設風呂の設置がなされたが、障がい者には利用しにくい。バリアフリーではない上に、一人当たりのスペースも他の方より広く必要なので気を遣うからである。

長期の避難になる場合、精神衛生面での配慮も必要である。今回の震災でも、避難先の確保はできたものの、他の被災者とは違い、簡単にどこかへ出かける事ができず、避難所で特に何もすることなく過ごす方が多かった。そのため、ストレスを感じる方や気力が削がれている方が出て来た。とにかく何か変化をつける事で避難生活にメリハリをつけ、精神的なストレスを軽減することが必要と感じた。そこで、食事を各部屋でとっていたものをロビーに集まって食べる事や、簡単な体操の時間を設けて参加を呼びかけたりすることを提案した。避難生活はただでさえストレスが生じるものであるため、せめて少しでもそのストレスを低減するための方策を考えておく事も必要と感じる。

3. 福祉避難所が良いのか？一般の避難所のユニバーサル化か？

これまで述べさせていただいたように、福祉避難所の必要性はある程度高いものと考えられる。しかしそれは、地域の避難所が、障がい者にとって避難しにくい場所だからであ

る。本来であれば、自宅から近い地域の避難所に避難する事が一番望ましい。わざわざ遠くの福祉避難所に行くのは、移動の手段、支援を考えただけでも大変だし、移動そのものが危険な場合もある。そして何より、地域の避難所ならご近所さんの理解がある。

そういう意味でも、地域の避難所がユニバーサル化されることが望ましい。ここでいう避難所のユニバーサル化とは、単にバリアフリー化ということではない。これまで述べて来た（あるいは述べられていない）必要な支援、配慮を地域の避難所に組み入れる事である。特にマンパワーの必要性は、改めて強調したい。

ところで、地域の避難所というと、たいていは小・中学校である。そのため、まずは学校のバリアフリー化を進める事が最低限必要である。バリアフリー化が進めば、インクルーシブ教育への道も開ける（と思いたい）。また、学校であれば多数の教室があり、教科で使う準備室等もあるため、個別の支援／対応が必要な方にももってこいなのであるが、障がいの理解不足から来る“平等主義”が、個別対応を妨げている現実もある。地域の避難所へ障がい者が避難するためには、その配慮の必要性に対する理解が不可欠であり、障がいの理解促進の上でも、教育のインクルージョン化が必要なのではないだろうか。逆に言えば、教育のインクルージョン化が進めば、障がい者が地域の避難所へ避難しやすくなるとも言えるのではないか。

4. 在宅避難者への支援

ここまで福祉避難所を中心に述べて来た。一方、建物の被災が軽度のため、あるいはある程度被災が大きい避難所へは行きたくない／行けないため、自宅に残っている障がい者の方も多数いた。そのような在宅避難者は、移動あるいは情報入手に困難を抱えているため、情報や物資にアクセスできない（ある視覚障がい者の方は、ラジオで給水の場所を伝えているが、行った事がない場所なので行けない、また道に亀裂や倒壊した塀等があるかも知れないので行けないと言っていた）という方も多かった。そのような方については、例えば把握はできたとしても物資の配給などについての課題が残る。

今回の震災の際に郡山市では、地域包括支援センターが、その域内の家族等の支援がない独居等の高齢の在宅避難者に対し、食料や水等を届けて回る事になった。この取り組みに障がい福祉課も連携していただき、支援が行き届かない在宅避難している障がい者の情報を共有（提供）し、食料や水等を届けていただくことができた。行政にありがちな縦割りの壁を乗り越えて支援していただいたことは、大変素晴らしい取り組みだったのではないだろうか。この手法をより充実させ、支援が必要な在宅避難者への取り組みを防災計画に位置づける事が求められる。

一方、支援が必要な在宅避難者の把握が進み、またその範囲が広がれば（重症心身障がい児の家庭等）、その支援のためにはより多くの人手が必要とされることが予想される。そうすると地域包括支援センターの職員だけでは人手が足りなくなるため、その地域の福祉事業所等との連携で人手（食料、水の配達や、困り事伺いなど）を確保する必要がある。

障がいや高齢といった区分けに拘らず、地域の福祉事業所の日頃のネットワークがあれば、災害時にも活かされてくると思われるが、少なくともそのハブ的な役割を地域包括支援センターや社会福祉協議会が担えないだろうか。

5. まとめにかえて

これまで、私がこの震災で経験した中でも避難所及び在宅避難者への支援について、考えついた事を述べさせていただいた。もちろん、この他にも多様な支援があっただろうし、私が見落としている事もあるだろう。不十分な内容であることをご了解の上、何か一つでも参考になるものがあれば、と思っている。

福祉避難所自体は、今現在も郡山市には制定されていないが、どのような形態が良いのか、模索は続いている。それぞれの地域で核となる施設を指定するのか、生活介護事業所等を臨時的な福祉避難所として協力してもらうのか、などの話は出るが、いずれにしても障がい者の避難支援にはマンパワーの面が重要である事に変わりはない。そして、そのためには日頃からの福祉事業所等のネットワーク＝顔の見える関係が重要である。私たちの郡山市では、支援費制度以前には小規模作業所連絡会という組織があり、40以上の事業所が加盟して、制度や補助金の問題、授産品についての学習会等を行っていた。その中で、全てではないにしても事業所間のつながりが確かに存在した。しかし支援費制度以降、連絡会は消滅し、どこの事業所も自分の所の運営で手一杯で横の連携が無くなってしまっている。

今後、何らかの事業所間のネットワーク化を図る必要があると考える。そのネットワーク＝顔の見える関係が、災害時には大きな力になると、今回の震災を通して感じたからである。次の災害への備えは、まだ始まったばかりだ。

経緯

地震の直後、避難したくてもできない人々が南相馬市に残り、過酷な状況を過ごしていた。このことについては、和田氏や古賀氏による原稿によって報告されている。これを受け、私たちは南相馬市にかけあい、まず、災害時要援護者リストを開示してもらった。しかし、開示された要援護者リストには私の事業所で支援している人々の名前は載っていない。そこでさらに、障害者手帳を所有している人の名簿の開示を請求することになる。結果として、南相馬市に住む要援護者ほぼ全員の安否確認をし、必要な支援に結びつけることができた。

本稿では、上記のような経験をした立場から、災害時要援護者リストおよび個人情報保護について提言を述べたいと思う。なお、ここでは、南相馬市が個人情報公開にふみきるまでの経緯は割愛する。このプロセスの詳細は、朝日新聞で連載された「プロメテウスの罠」に記載されているのでご参照願いたい。
<http://digital.asahi.com/articles/list/prometheus.html> (外部リンク)

提言1:要援護者の定義を見直す

現在要援護者リストを準備するプロセスは、いわゆる「手あげ方式」である。行政が要援護者であると想定される人々に手紙を送り、災害時に援護が必要な人は手を挙げてくださいというものだ。しかし、南相馬市の場合、リストに掲載されていたのは要援護者と想定される人々の約67%のみであった。ここには、行政の想定段階でもれた人々、そして、手を挙げない人々や手を挙げるができない人々が支援対象から外れるという問題がある。

そもそも、要援護者とは一体誰なのか？それは障害の軽い重いではなく、災害の規模や種類、そして災害の起きる時間帯によって異なってくる。たとえば、津波や火災の場合は、車を持っていない人、情報を取れない人、ほぼ全員が要援護者だ。障害者や高齢者だけでなく、子ども、外国人、さらには車を持っていない人すべてが要援護者になる。障害や病気を持つ人で手帳を持っていない人もたくさんいる。

従って、まず要援護者の定義を見直さなければいけないだろう。また、要援護者リストの整備方法についても、「逆手あげ方式」——要援護者リストに載りたくない人は手を挙げてください——という方式が提案されはじめている。

提言2: 個人情報を開示する際のしくみや運用方法を考える

個人情報保護に関していえば、災害時に公開する制度があっても運用することができない点が課題としてあげられる。例えば、『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』の存在を知っている行政担当者が少ない。また、各市町村の個人情報保護条例の中に必ず特記条項が入っているが、この条文の存在も知られていない。

個人情報は一般に、開示請求を出して請求を受けた部門が審査することになる。しかし、今回の地震の場合、南相馬市の審査員のうち5人全員が避難していた。結局、市長の専権事項で開示してもらうことになった。非常時の判断は、責任がとて重くなる。従って、担当者一人にし寄せがいかないように、災害時に個人情報を開示する際のしくみを作りきちんと共有しておくことが、平常時における行政の課題であるといえる。

また、情報を開示するしくみだけでなく、運用方法も考えておかなければならない。開示するならばどこに出すのか、その先はどう扱い、どう支援につなげるのか。あらかじめ協定を結び、協定書を持った人がどう動くのかシミュレーションしておく必要があるだろう。

提言3: 災害時要援護者リストは必要

開示された情報をどのように支援につなげるのかという点と関連するが、要援護者リストは必要であると考えます。おそらく、都市になればなるほど必要になるだろう。それは、どこに誰がいるかわからないからである。障害者手帳を所有する人で福祉サービスを使っているのは、全体の3割ほどだ。日頃、支援事業所との接点があれば支援の手は回りやすいが、それ以外の人は支援が周らないことになる。

この点を考えると、要援護者リストは災害時に助けるためだけでなく、平常時に作るそのプロセスが重要な意味を持つてくる。要援護者の支援計画は行政だけでつくることはできない。行政からの情報をもとに避難訓練の際、協定書を持った人が要援護者を一人一人確認すれば、地域のどこに要援護者がいるのかが分かるようになるだろう。

提言4: 広い視点が必要

また、市役所の人たちは地域の特性ごとに自分の地域の住民をどう守るかという事を考えていることが多い。しかし、実際には外から、ライフラインの被害を受けた地域からライフラインの残った地域に、人々は避難してくる。そうなった時に、対策が何も想定されていないことになる。

今回の震災では、福島全域が被災してしまった。そしてその支援は、周囲のどの自治体もすることができなかった。結果として、人々は行き場がなく、避難先を何度も転々とし

過酷な経験をした。このことを考えると、例えば津波対策について、沿岸部だけでなく内陸部の人も考えておかなければいけない。

今回の地震の経験から、行政が個人情報を開示することは個人情報保護法で守られているが、個人情報を出さないことで死傷者がでた場合、訴えられる可能性があることが示された。情報を出すことよりも出さないリスクの方が大きくなってきたのだ。従って、今後は個人情報を出したその先をどうフォローするのか、その仕組みを官・民一体となり考えていかなければならない。そこには、行政がまず個人情報の取り扱いについて問いを立て、そこに地域の人々が集まり話し合っていく取り組みが求められる。

仮設住宅（復興公営住宅・一般住宅）に関する提言

白石 清春

支援センターの活動の一つとして仮設住宅を回って、どのような障がい者が住んでいて、どのような支援を望んでいるのかを調べていった。しかし、仮設住宅に住む障がい者の数は少ないものであった。健常な人がスロープの付いた仮設に住み、障害のある人がスロープのない仮設に住むというミスマッチもかなりあった。阪神淡路大震災等大きな震災を何度も経験してきたはずなのに、車いすの障がい者等が生活できない仮設住宅がまかり通っているのである。

そこで提案だが、

①すべての仮設住宅を誰もが生活しやすいように、ユニバーサルデザイン化したものにする

新しい形の仮設住宅を設計段階から改めていく必要がある。スロープを付けて、ドアは90 cmの引き戸、風呂場の段差の解消等を図っていく。

②住環境にゆとりを

仮設住宅は車いすを使う人々にとって生活環境スペースが狭すぎる。なるべくゆとりのある生活スペースの確保を図るなら、プライバシー空間と共用空間とに分けた仮設住宅をつくることも考える必要がある。例えば、バス・トイレを共用で使うとか、洗濯機は共用部分に置いてみんなで使うなど、プライベート空間をもっと広くとることができるだろう。

③仮設を立てるならば放射線量の低い地域に

福島県内に建てられている仮設住宅の中には、放射線量の高い地域に造られているものがある。そこに住む避難住民の健康と安全を図っていくのであれば、放射線量の高いなどの危険な地域には仮設住宅を建てないなどの方策を取っていく必要がある。

④見なし住宅の改造・改修費補助制度が必要

仮設住宅と併せて民間住宅を活用したみなし（借り上げ）住宅があるが、仮設住宅よりみなし住宅の方にはかなりの障がい者とその家族が避難生活をしているのではないかと。民間住宅はユニバーサルデザイン化されたものは皆無に等しいと思われるので、今後大震災が起こった場合には障がい者が安心して住めるように、みなし住宅として利用する民間住宅

の改造・改修がいち早くできるような制度を創っていく。

⑤仮設住宅、復興住宅はすべてユニバーサルデザインに

仮設住宅、みなし住宅の次には復興公営住宅がクローズアップされていくだろう。復興住宅建設の際にも、すべての復興住宅をユニバーサルデザイン化したものにしていく。そして、福島県の場合には放射線量の少ない地域に復興住宅を造るようにしていく。

⑥結論は、平時からすべての建物をユニバーサルデザイン化していくこと

仮設住宅、復興住宅と併せて一般住宅のユニバーサルデザイン化を図る必要があるのではないか。一般住宅がすべてユニバーサルデザイン化していれば、大震災が起こった場合に車いすの障がい者でも、友達（健常者であれ障がい者であれ）の家に避難することができるだろう。また、人間は誰もが高齢になれば身体に障がいが出てくることだろう。そのようなことを十分考慮して、これから造る一般住宅は玄関などの段差をなくし、車いすがスムーズに入れる幅に、トイレは車いすでも利用できるように、ある程度法律に縛りをつけた法制度を設けていく。

3. 11から今日まで、これからの避難のキーワード

① 生命第一 初期の避難行動

いかに避難するかについては、災害時の要援護者リストのあり方がある。この点については、古賀氏や青田氏によって述べられている。

個人情報の開示の問題とのからみのなかで「生命、財産を守る必要があるときには本人の同意がなくても開示ができる」という点に着目し、命を守るために情報を開示した南相馬市の取り組みは、今後を考える貴重な指針となる。

くわえて、初期の避難では特に、情報保障がきわめて重要になる。原発事故については、視覚、聴覚、知的、精神、多くの障がい者が何が起きたのかわからなかった。

② 初期避難所のあり方

避難所まわりで述べたように、避難所での困難の大きさが多くの人によって述べられている。ひとつの提言として、福祉避難所の重要性については、岡部氏より述べられている。障がいがあっても、あるからこそ安心して避難できる場所が必要である。

避難所で緊急的医療、緊急的福祉の支えがなければ、避難生活が困難になることは、南相馬市のグループホーム「あさがお」さんやいわき市のグループホーム「ゆるーり」さんから多くの精神障がいの人たちの避難で明白である。

③ 仮設や借り上げでの避難

仮設が抱える問題については、橋本紘二氏や白石氏によって述べられている。

仮設住宅や借り上げへ住まいを移すころには、そこでの生活を障がいのある人一人一人が望む生活の形に近づけていく支援が必要となる。そこで、多くの障がいのある人たちは、日常の中での医療、福祉としっかり結びついて暮らし、厳しい状況でも、なんとかその生活を受け入れながら、生きていく。多くの仲間や支援者と過ごす南相馬の日中系の事業所の再開が果たした役割は、きわめて大きい。しかし、居宅の支援や仮設での生活が困難でグループホームへの入居者ニーズが増え続けるなか、川前氏が述べたような職員不足と人材確保が課題となっている。

④ 今後のこと——復興住宅での避難生活

多少なりとも支えあえた地域のコミュニティーが、地震、津波、原発事故で壊され、県内外を何カ所も転々と避難してまわり、なんとか仮設に落ち着く。そこから、復興住宅へと住まいを移す。今後、震災関連死、孤独死、PTSD、震災前の人と人との関わり合

いを、少しでも取り戻せるような復興住宅での避難生活であってほしい。

日本がやらなければならないこと——遠慮、気兼ね、自己責任、扶養義務、差別

私たちは、障がいがあっても、この町で当たり前働き、暮らし、楽しみをもって生きていける福祉施策の構築を目指してきた。あるときは、障害者自立支援法訴訟合意文書を何度も読み返し、あるときは、障害者権利条約を紐解きながら。

障がいのある人たちの声、多くの障がい者関係団体の声をまとめ上げ、当たり前生きていける日本をつくろうとしていた時に、この大震災は起きた。

まだまだたくさん問題を抱えながらも、家族が、ご近所が、その町が、そして福祉の事業所が、支え合う場所として、人と関わり合いながら生きることを積み重ねていった。「しょせん、人は一人では生きていけないだよ」。神戸で阪神淡路大震災を生き抜いてきた人がいった。迷惑をかけることは、決して悪いことではなく、迷惑をかけあえることの方が、ずっと大事。迷惑をかけあえる家族やご近所や町や作業所で、みんな自分の命を輝かせようとしていた時に、この大震災は起きた。

避難所へいくことを多くの障がい者や家族はためらった。迷惑をかけるから、と。命に関わることなのに、避難しない人たちもたくさんいた。要援護者リストに、載ることを希望しない障がいのある人がいた。障がいを知られたくないからと。20歳を過ぎてても、親が扶養義務をおうなかで、緊急時避難準備区域には、家で家族とじっと身を潜める障がい者たちがいた。この国の福祉施策は、この地震のなか障がいのある人たちに、あたりまえに避難することをためらわせた。

東北の気質や環境のなか、祖父母や親、兄弟が、となりのおばちゃんが、むかいのおじちゃんが、いつも障がいのある彼を見つめていた。町の中にひとつふたつとできてきた福祉の資源が、彼らとたくさんのかかわりを持つようになった。それを原発事故は、バラバラにした。放射能は、子どもたち、母と父、祖父母の居場所を複雑に壊していった。県内外にみんなが避難する中、事業所の開所も困難をきわめ、家族だけが大きな負担を背負い込み、障がいのある人をひたすら支えるということも起きた。なんとかせねばと事業所は再開をはたすが、避難した子育て中の職員は、避難先から戻ってこれなかった。原発事故は、避難の状況を長期化させる。明日がみえない不安を重くのしかけながら。

若い女性たちは、出産をためらう。生まれてくる子どもに健康被害がないかと。反原発集会で会場から「奇形児を産ませるな」という声があると聞く。すべての命は大事にされ、輝いて生きたい。障がいがあっても、当たり前生きていける日本でなければ、今後も避難の悲劇はくりかえされる。地震がおき、日本のどこかで、また同じことがくりかえされたら、奪われた多くの命は、深い深い悲しみをまた味わうことになる。

第5章 要望書

支援センターから行政へ

現場からの要望 2011年4月9日

内閣総理大臣 菅 直人 様

JDF被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

3月11日、東北の岩手、宮城、福島にかけて、マグニチュード9.0という超巨大な地震が襲いました。大震災当初は、自分たちの団体に関わりのある障がい者の安否確認から支援活動が始まりました。全国各地の関係団体からの支援物資が届くようになる中、福島県内の関係障がい者団体が集まって、県内の被災した障がい者の支援を一本化して行なおうということになりました。そして、全国の障がい者団体を取りまとめているJDF(日本障害フォーラム)の支援をいただいて、JDF被災地障がい者支援センターふくしまを4月6日に正式に立ち上げました。そして、きょうされん、JILなどの支援を得て、福島県内で被災した障がい者の支援体制を形づくって今日の活動を行っています。

障がいを持つ被災者の支援活動を行なっていく中で、現場からみえてきたことがいくつかあります。

それを下記にまとめて要望としての形にしてみました。この要望をくみ取ってくださり、大震災復興の礎として、現実的対応を行なっていただきたいと思います。

1. 今度の大地震で被災された多くの方が長い避難所での生活を強いられているが、毎日の食事が食パン、おにぎり、カップラーメンなどの粗末な食べ物しか支給されない避難所が多い。糖尿病や食事制限のある方への配慮・対応はもちろん、長引く避難所生活で心身ともに疲れている避難者に対して、元気で健康的になれる食事の提供をお願いいたします。
2. 避難勧告が出た地域の人たちを、政府が責任を持ってバスや車、あるいはヘリコプター等を導入して、政府が定めた避難場所に連れていくような方策を取るようお願いいたします。特に移動に支援が必要な障がいのある者は、自らの力では避難することができない者が多いので、一斉避難になった場合、取り残される可能性が高いです。十分にご検討をお願いいたします。
3. 被災して持ち物がすべてなくなった障がい者に対しては、手帳や障害者自立支援法関連のサービスの契約書が無くても、何処の地域に避難しても、必要な支援、サービスを受けられるようお願いいたします。
4. JDF被災地障がい者支援センターふくしまでは、福島県内の障がいのある者の安否確認をしていて、避難所を回って、避難している障がい者に関してはある程度の情

報が寄せられてきはじめてきています。しかし、被災地に取り残されている、何のつながりもない在宅の障がい者の安否確認はほとんど進んではいません。大震災から早1か月間が過ぎようとしている現在、在宅に取り残されている障がい者の安否が大変気かがりです。

しかし、この状況の中では市町村も在宅の方々の安否確認までは手が回りません。私たちがその確認活動を行おうと、各市町村に在宅障がい者の名簿提出を迫っても、なかなか提出してはくれません。この非常事態の折、必要に応じ政府の権限で在宅の障がい者の名簿を提出してほしいものです。よろしく願いいたします。

5. 今後、避難者を受け入れる仮設住宅が各地に建てられていくでしょうが、障がい者の数を考慮したバリアフリー形式の仮設住宅の建設を行なっていただきたいものです。なお、被災地域に新しいまちを創る際には、障がいを持つ者が何不自由なく生活できるユニバーサルデザインに基づく共生のまちづくりを推進することをお願いいたします。
6. 特に医療の現場では命の選別が行われています。緊急度の高い方、助かる見込みのある方を優先的に物資の面でも、避難の面でも優先的にする、という話が家族などになされています。しかし現場を責めることはできません。国などの支援体制が確立されていないために引き起こされているのです。命の選別が引き起こされないよう、医療現場等へ十分な配慮および支援をお願いします。
7. 在宅で介助や支援が必要な方が通常の避難所へ避難した場合、避難所ではさらなる困難に直面しています。避難所には介助や支援はなく、最低限の避難生活も送れないどころか体調が悪化する方もいます。また自閉症の方々への配慮を周囲に求めても、周囲の方々も被災者なのでそのような余裕はありません。またそのようなことを相談できる場所もありません。障がい特性に配慮した支援が避難所にもぜひとも必要です。
8. **JDF 被災地障がい者支援センター**ふくしまでは、ゆめ風基金という小さな団体からの義援金と、私たちの仲間からのあたたかい幾ばくかの義援金で運営していますが、それだけでは間に合わない活動資金が必要であります。このように、障がい者の仲間たちの安否を思い、一人でも多くの障がい者の支援をしていきたいというような手作りの小さな支援組織に対して、日本各地、全世界から送られてくる義援金からお金を回すような、助成制度を早急に作ってほしいのですが、よろしく願いいたします。

9. 福島では、地震と津波と、それ以外に原子力発電所の事故、それによって引き起こされた風評被害と、三重四重の災害を被っています。政府と世界各国の放射線量の基準はだいぶ違っています。また、政府や東京電力の原子力発電所の情報が的確に福島県民には伝わっていないようです。原子力発電所の事故に関する情報は、県民に明らかに開示を行なうことをお願いいたします。今後の原子力発電所の事故状況によっては、避難勧告の地域が拡大するような事態に陥った時の対策をしっかりと考えておき、障がい者を含めた迅速な避難行動を取れるようにしていくことをお願いいたします。先の避難場所もあらかじめ決定していくことをお願いいたします。
10. 今般、障害者権利条約の理念に基づいたかたちで障害者基本法の改訂、総合福祉法の策定作業が進められていた矢先の大震災でした。この大震災を受けて、障がい者の災害対策の基本方針を、新たに障害者基本法に盛り込む必要があるのではないのでしょうか。障害者基本法を全体的にもう一度見直し、この大震災を経験した日本から、世界にも誇れる新障害者基本法として作り直していただませんか。

提案と要望 2011年4月15日

福島県知事 佐藤 雄平 様

JDF被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

3月11日からの大震災から1か月が過ぎましたが、福島県は原子力発電所の事故のこともあり、福島県の職員の皆さんは大変な仕事に就いていると思います。お疲れ様です。

さて、私たちJDF被災地障がい者支援センターふくしま（以下、支援センターふくしま）では、自分たちの事業所の利用者の皆さんの安否確認を行い、家の荷物が散乱してそこに住むことのできない障がい者には避難所を勧める第一ステージを通過し、とにかく支援物資を被災地で困っている障がい者関係事業所へ届けるという第二ステージを終え、福島県内の避難所を回って、避難所の障がい者の存在を確認し、その方に困っていることを聞いて、行政や相談支援員に回すという第三ステージに入ってきています。第三ステージの第一回目の活動も今週中には終ると思います。

支援センターふくしまとしては、今後は、避難所にも入れずに、他とのつながりがほとんどない在宅の障がい者の安否とニーズを聞くという労力と時間のかかる第四ステージの活動に移っていこうとしています。

今までの活動の中で障がい者の支援から見えてきたことが幾つかあります。それを下記に提案と要望という形でまとめてみました。この提案と要望をもとに、福島県と情報を共有し連携していきたいと考えています。よろしくお願い致します。

—記—

1. 避難所回りをして、障がい者の存在を確認してきていますが（170か所に100名程度）、まだまだ避難所に来ていない在宅に取り残されている障がい者がいるのではないかと、気が気でない思いを私たちはしています。さらに、南相馬市には在宅のまま残されている障がい者や、避難所での生活が厳しく家に戻られた障がい者がいます。私たちは、在宅で生活している障がい者の安否を確認し、ニーズを聞いていく訪問活動を行っていきたいと考えています。しかし、私たちの力では限界があります。是非とも、福島県と力を合わせて在宅の障がい者の支援をしていきたいので、よろしくお願い致します。
2. 避難所で生活している障がい者の中には介助の必要とする者が多くいますが、周りの避難者たちに気を使って、なかなか介助をお願いすることができないでいます。

この方たちの日常生活を維持していくために、速やかなヘルパーの派遣ができるようなシステムを作っていきますか。

3. 一次避難から二次避難先になった温泉施設や保養所等での必要な支援をしていくために、その避難所に対して支援センターの周知と、避難先の情報を共有して、障がい者の支援を徹底して行っていきませんか。
4. 避難所から避難先の特別支援学校、または特別支援学級に通わなければならない障がい児がたくさんいます。しかし、移動手段がなく通学が困難な方や、介助員の配置がなく家族が負担を強いられているなど、まだ教育環境の整備が行き届いておりません。そのような環境にある障がい児たちが、避難所から安心して特別支援学校・学級に通えるようなシステムを作っていきますか。
5. 福島県内各地の避難所のある地域の障害者自立支援法関係の事業所では、被災地である各市町村から避難した障がい者がサービスを利用している現状があります。利用者が満杯の状態になり、より良いサービスを提供できない事業所もあるのではないのでしょうか。

このような状況を踏まえて、被災障がい者を受け入れている事業所が、新たに事業を拡大する際には、事業認可の簡略化などのスピーディーな対応と、独自の補助制度等の対策（厚生労働省への要望等も含め）を行っていきますか。

6. 新たに避難指示区域となった飯館村、川俣町の障がいを持つ方から、避難の方法や避難先での生活が不安であるとの相談が支援センターに寄せられています。避難所での生活が苛酷なものになることを障がい者の皆さんは分かっています。もし、でき得るならば、幾つかの障がい者や高齢者を受け入れることのできる福祉避難所を設けることが必要だと思います。ベッドを持ちこむことが可能で、バストイレも容易に使える避難所のあり方を早急に考え、行動に移していきませんか。
7. 原子力発電所の事故は国の責任であるので、その地域の住民の避難には障がい者を含めた形で、避難地や避難所の提供を求めて下さい。さらには避難者の移動は国の責任で行うことを、福島県から強く言っていただきたいと思います。特に移動困難者に対する移送手段の確保に関しては十分な対策を、今から考えておいていただくことを強く求めます。
8. 被災者が避難所を離れて、仮設住宅に移るような状況になった場合には、被災障がい者の障がいの特性を踏まえたバリアフリー等の仮設住宅の提供や、それができな

い場合には、障がい者が生活できるような公営住宅やアパートの提供を考えていきましょう。

9. 原子力発電所の事故で大きな変化（危険な状況）があった場合には、福島県民に速やかに情報を流して、福島県民の命を守っていくように、国が責任を持つことを、福島県から国に対して強く言っていただきたいと思います。その際には様々な障がいに対応した情報の提供を行っていただくことを強く求めて下さい。

以上

被災障がい者に関する提案と要望 2011年4月20日

福島県各市町村長 様

JDF被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

3月11日の大震災から1か月が過ぎましたが、福島県は原子力発電所の事故のこともあり、福島県内の各市町村職員の皆さんは大変な仕事に就いていると思います。お疲れ様です。

さて、私たちJDF被災地障がい者支援センターふくしま（以下支援センターふくしま）では、自分たちの事業所の利用者の皆さんの安否確認を行い、家の荷物が散乱してそこに住むことのできない障がい者には避難所を勧める第一ステージを通過し、とにかく支援物資を被災地で困っている障がい者関係事業所へ届けるという第二ステージを終え、福島県内の避難所を回って、避難所の障がい者の存在を確認し、その方に困っていることを聞いて、行政や相談支援員に回すという第三ステージに入ってきています。

支援センターふくしまとしては、今後は、避難所にも入れずに、他とのつながりがほとんどない在宅の障がい者の安否とニーズを聞くという労力と時間のかかる第四ステージの活動に移っていこうとしています。

今までの活動の中で障がい者の支援から見えてきたことが幾つかあります。それを下記に提案と要望という形でまとめてみました。この提案と要望をもとに、福島県内の各市町村と情報を共有し連携していきたいと考えています。よろしく願い致します。

—記—

1. 避難所回りをして、障がい者の存在を確認してきていますが（約200か所に100名程度）、まだまだ避難所に来ていない在宅に取り残されている障がい者がいるのではないかと、気が気でない思いを私たちはしています。さらに、南相馬市には在宅のまま残されている障がい者や、避難所での生活が厳しく家に戻られた障がい者がいます。私たちは、在宅で生活している障がい者の安否を確認し、ニーズを聞いていく訪問活動を行っていきたいと考えています。しかし、私たちの力では限界があります。是非とも、福島県県内の各市町村と力を合わせて在宅の障がい者の支援をしていきたいと考えていますので、是非ともご協力をよろしくお願いいたします。具体的には、障害手帳保持者の名簿提出をお願いしたいのですが、それが不可能なことであれば、各地域の民生委員さんや町内会長さんに連絡していただき、その方

たちと支援センターふくしまのメンバーと一緒にその地域に住む在宅の障がい者の家を訪問していくような方法を取っていただきたいのです。

2. 避難所で生活している障がい者の中には介助の必要とする者が多くいますが、周りの避難者たちに気を使って、なかなか介助をお願いすることができないでいます。この方たちの日常生活を維持していくために、速やかなヘルパーの派遣等、きめ細やかなサービス提供ができるよう、迅速な対応をお願いいたします。
3. 新たに避難指示区域となった飯館村、川俣町の障がいを持つ方から、避難の方法や避難先での生活が不安であるとの相談が支援センターに寄せられています。避難所での生活が苛酷なものになることを障がい者の皆さんは分かっています。もし、でき得るならば、幾つかの障がい者や高齢者を受け入れることのできる福祉避難所を設けることが必要だと思います。ベッドを持ちこむことが可能で、バストイレも容易に使える避難所のあり方を早急に考え、行動に移していきませんか。それとともに、避難指示区域となる市町村では、在宅の障がい者の存在を把握して、速やかに避難行動がとれるような手厚い支援をよろしくをお願いいたします。
4. 被災者が避難所を離れて、仮設住宅に移るような状況になった場合には、被災障がい者の障がいの特性を踏まえたバリアフリー等の仮設住宅の提供や、それができない場合には、障がい者が生活できるような公営住宅やアパートの提供を考えていきましょう。
5. 原子力発電所の事故は国の責任であるので、その地域の住民の避難には障がい者を含めた形で、避難地や避難所の提供を求めて下さい。さらには避難者の移動は国の責任で行うことを、福島県内の各市町村から強く発言していただきたいと思います。特に移動困難者に対する移送手段の確保に関しては十分な対策を、今から考えておいていただくことを強く求めます。
6. 原子力発電所の事故で大きな変化（危険な状況）があった場合には、福島県民に速やかに情報を流して、福島県民の命を守っていくように、国が責任を持つことを、福島県内の各市町村から国に対して強く発言していただきたいと思います。その際には手話通訳等、様々な障がいに対応した情報の提供を行っていただくことを強く求めて下さい。
7. 私たち支援センターふくしまでは、福島県内に住む一人でも多くの障がい者に対して支援の手を差し伸べていきたいと考えています。各市町村で、障がい者対策で困

っていることがありましたら、是非とも支援センターにふくしまに連絡をよろしく
お願いいたします。

以上

避難所に行く前に、被災障がい者に情報を流したいのですが 2011年4月22日

報道機関関係者の皆様

JDF被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

3月11日、東北の岩手、宮城、福島にかけて、マグニチュード9.0という超巨大な地震が襲いました。岩手、宮城、福島の各沿岸地域を大津波が襲って、27000名以上の死者、行方不明者を出しました。また、福島県では大震災の影響で原子力発電所の事故により放射線がその周辺にまき散らされ、避難指示区域が設けられ、何万人という避難者が福島県内や県外に出ているというものすごい事態に追い込まれています。

私たちJDF被災地障がい者支援センターふくしまでは、4月5日から被災障がい者の存在の確認とニーズ調査を目的に福島県内の200か所にわたる避難所訪問を行なってきましたが、そこで見えてきたことは、避難所は体育館のような場所が多く、トイレやお風呂が使えないなどの問題や、重度の身体障がいを持つ方が避難所の床が堅くて眠れないから車椅子のまま10日間も我慢していたことや、自閉症の方は避難所の生活でストレスを抱えて暴れたり、精神障がいを持つ方は薬の都合がつかなく心配しているなどということが明らかになってきました。

大震災の間もない時に、病院の入院患者さんの避難が一番後になり、寒い中病院の玄関先に放置されている映像がテレビのニュースに映し出されていましたが、このような非常事態では災害弱者と呼ばれる病院患者や障がい者などの避難については後回しにされていく状況があると思います。

私たちは今も避難所回りを行なって、被災障がい者を探し求めています。旅館やホテルなどの第二次避難所（個室化）に移られる方たちが多く、ますます被災障がい者の顔がみえない状況になっています。

原子力発電所の事故により計画避難区域という新たな避難区域が出現しています。この区域の避難者が避難所に入っていく前に、私たちは事前の手を打っておく必要があると考えています。私たちは全国各地に多くのネットワークを持っています。被災障がい者を受け入れる建物を数多くの団体が持ち合わせていますので、避難区域からSOS発信があれば迅速に行動していくことができます。

私たち、被災地障がい者支援センターふくしまの、被災障がい者をできるだけより良い環境の避難場所に誘導する活動を、マスコミを通して、テロップや案内などを通じ、幅広く福島県民にお伝えしていただきたくこの文章を各テレビ局、各新聞社に流しました。

何卒よろしく願いいたします。

**【現在避難を計画している、または避難所でお困りの被災障がい者の方、
避難所に関する相談と生活全般に関わる困りごとうけたまわります】**

(このような文章をテロップや案内でお願いいたします)

郡山市桑野 1-5-17 電話/fax 024-925-2428 携帯 080-6007-8531

E-mail shienfukushima2011green@yafoo.co.jp

JDF 被災地障がい者支援センターふくしま

福島県知事 佐藤 雄平 殿

被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

東北関東大震災が起こって早2ヶ月になろうとしています。福島県にあっては原子力発電所の事故の影響があり、先の明かりが見えない長いトンネルを歩んでいる感じです。そのような状況下にある中、私たち被災地障がい者支援センターふくしま（以下、支援センターと略す）では県内外の大勢のボランティアの応援を受けて、精力的に、福島県内の被災された障がい者の支援活動を行っています。

現在、全国各地のボランティア応援団に南相馬市内に入らせていただいて、南相馬市との連携の下、市内にいると思われる要援護者の家を一軒一軒回っての訪問活動を展開中です。

その訪問活動及びこれまでの活動で見えてきたことなどを、以下に提案と要望という形でまとめました。私たち、支援センターの思いを行政施策に反映していただけるようお願いいたします。

＝提案と要望＝

「住まいの問題=障がいを持つ人たちとその家族に特段の配慮を」

① 避難所の改善

3月12日に避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について（留意事項）という文書が厚生労働省から被災した各県に出されたようですが、福島県内の200近くの避難所を見る限り、障がい者等に関する十分な配慮がなされていませんでした。これから夏に向っていくことから、避難所での生活はますます苛酷になっていくことでしょう。大至急、福島県内の避難所の点検を行って、避難所での生活をなるべく快適にしていくための改善をはかっていくようお願いいたします。

② 障がいを持つ人が使える仮設住宅について

福島県においても県内各地に仮設住宅の建設を着工されていると思いますが、仮設住宅には障がい者を考慮したユニバーサル形式のものはあるのでしょうか。もし、そのような住宅が無かったなら、早急に政府に働きかけて、ユニバーサル形式の仮設住宅の建設をお願いいたします。また、我が国の仮設住宅だけでは数が間に合わないのか、外国から仮設住宅を輸入するというニュースを以前に聞いたことがあります。外国の仮設住宅がどのようなになっているのか、情報収集を行い、障がい者にとって使いやすい仮設住宅ならば、それを障がい者用に回すというような工夫をとっていきましょうようお願いいたします。

③ 福祉的（障がい者、高齢者を考慮した）避難所の設置

障がい者や高齢者にとって、体育館などを活用した一般避難所での生活が苛酷であるということが、実際に避難した障がい者に聞いて明らかになっています。障がい者等の一般避難所での長期生活を強いることは命にも関わることで、是非とも障がい者等を配慮した福祉的避難所の設置をお願いいたします。

④ 県借上げ民間アパートに関する改修補助の件と住宅への優先入居について

障がい者等が、県が借り上げたアパート等に入居した場合、その物件を持つ大家さんに、障がい者等が住みやすいように改修することもあり得るということを福島県として通知しているのでしょうか。そして、アパート等を改修した場合に、改修費の補助があるのでしょうか。もし、そのような補助が無いならば、政府や東京電力などにも働きかけて是非とも補助制度を作るようお願いいたします。

また、公営住宅や民間アパート等、障がい者や高齢者は優先的に入居できると謳われていますが、その周知徹底はなされているのでしょうか。

⑤ 障がい者の地域移行に逆行するような避難誘導について

原発事故による避難区域となった役場に行って話を聞いたときに、被災障がい者の受け入れ先として入所施設を勧めるような発言がありました。また、実際に避難することになった障がい者の家を訪問したところ、「役場の職員に入所施設を勧められた」と言っていました。せっかく、私たち障がい者団体と福島県の合意として障がい者の地域移行を進めてきたにもかかわらず、大震災時だからといって、安易な考えから障がい者の福祉避難所として入所施設を活用することについて強い懸念を表明します。福島県としてはどうお考えでしょうか。

私たちは、全国の障がい者団体のネットワークを活用して、全国各地に被災した障がい者のための受け入れ先避難所のリスト作りを始めています。早速、私たちの仲間が動いて、兵庫県西宮市に市営住宅を50戸確保したとの連絡が入りました。また、山口県宇部市からも被災障がい者の受け入れを表明がありました。このような情報も活用しながら、障がい者の地域移行をより強力に進めていきましょう。

「南相馬での訪問調査活動からみえてきたこと」

南相馬市は緊急時避難準備区域になる中、行政機能や地域の支え合う仕組みなどが大変な困難を抱えています。多くの障がい者とその関係者が生活していることも事実です。訪問調査をしていると多くの相談が寄せられます。しかし、一方で社会資源も崩れている状況があります。現地の相談支援員が、自ら被災している中、早急に相双地区での相談支援体制をサポートすることが、急務となっています。福島県としてできるだけ早急に、福島県内の相談支援ネットワークを活用した支援体制を作っていただけるようお願いいたします。

す。

障害者自立支援法関連の日中の活動や居宅支援が再開しない中、在宅の障がいのある人とその家族は、各事業所の再開を心待ちにしています。原発の影響で、再開できなかった事業所や、困難な状況の中再開にこぎつけた事業所に対して、財政的支援をはじめとする必要な支援をお願いいたします。事業所が再開することで、障がいのある人が孤立しない状況が実現していきます。

訪問調査で受ける相談の多くは、被災前に利用していた医療面での支援がなくなってしまったことでした。精神障がいの人たちの服薬、腎臓に疾患のある人たちの透析、その他の医療行為が受けられないことへの不安でした。ぜひとも、南相馬市でこれらの医療を受けられるようにご支援ください。

情報の伝え方に限りがあり、視覚障がい者や聴覚障がい者等の人たちへ情報が伝わりにくく、各種手続きがわからないとの相談がありました。また、放射線量が高い山間部の集落には、新聞が配達されないなど、情報が入ってこないことへの不安を訴える方もいます。ぜひ適切な手段を講じるようお願いいたします。またマスコミ関係へもそういった方々への配慮を強く働きかけるようお願いいたします。

福島県知事 佐藤 雄平 様

被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

東日本大震災から3か月が過ぎましたが、福島県は原子力発電所の事故が終息していないので、まだまだ福島県の職員さんたちも忙しい日々をお過ごしのことと思います。

私たち、支援センターの活動は広範多岐にわたってきています。その中で、事務局体制も徐々に整備されてきています。また、福島県からの予算がつけられて、6月1日から相談支援員が支援センターにはりつくことになりました。支援センターと被災障がい者とのつながりがなお一層深まっていくことでしょう。ここにお礼申し上げます。

さて、去る5月28日に第2回構成団体会議が開かれて、各構成団体の報告と要望を聞いていきました。それぞれの団体から貴重な意見・要望が出されましたので、以下に、提案と要望という形でまとめてみました。なお、以前に福島県との懇談会の折に要望したものも含まれています。

私たちの提案と要望を真摯に受け止めて、障がい者施策に反映していただけるようお願いいたします。

1. 住まいに関すること

1. 福島県各地に仮設住宅が建設されてきていますが、車いす使用者などの動線を考慮した仮設住宅は造られているのでしょうか。住宅（国交省）と福祉（厚労省）という縦の関係から、連携した動きが見受けられません。また、福島県と各市町村の仮設住宅に関する施策の連携が図られているのでしょうか。いまからでも遅くはないので、車いすの利用者が住みやすい仮設住宅の建設をお願いいたします。なお、仮設住宅を利用する被災者は高齢者の数が少なくないと思います。この、大震災を機に仮設住宅の全てをユニバーサルデザイン化したものにしていくことを、福島県として提案していきませんか。
2. 阪神淡路大震災の際には、避難所から仮設住宅に移った被災者の生活環境が変わったために、周りの住民との関係がうまくできずに自殺する人が増えたという報告があります。被災障がい者が仮設住宅や借り上げ住宅で孤立しないような方策を私たちとともに検討していきませんか。
3. 避難所等から借り上げ住宅に移られる被災者の中には障がいを持つ方がいます。一般の借り上げ住宅は車いす利用者のことなどを考慮して建ててはいないので、大幅な改修を行わなければならないケースが出てきますが、生活費さえまならない障がい者にとっては改修費を支払うことが難しいのが現実です。生活困窮の障がい者に関しては、借り上げ住宅の大幅な改修に対して助成制度を早急に作るようお願いいたします。

ます。

4. 避難所に関しては以前から福島県に対して提案と要望を行ってまいりました。仮設住宅が造られたり、借り上げ住宅に移ったりして、避難所生活をしている方たちが少なくなっていますが、それでもまだまだ避難所生活を強いられている方たちがいます。そして、その避難所にも入れないでいる障がいを持つ方と家族の存在があります。自閉症などの障がいを持つ方は避難所など集団での生活が難しく、避難所の駐車場に車を止めて、その車で生活している方たちを見かけたりしています。そのような方たちも安心して避難生活ができる、トイレやお風呂なども整備され、個室があるような福祉的避難所を設けていただけませんか。

2. 生活に関する(事業所関係も含む)こと

1. 仮設住宅等における介護等のサポート拠点の整備という通達が厚生労働省から出ています。このサポート拠点は高齢者の介護保険関係のみではなく、障害者自立支援法に基づく事業が実施できます。この、サポート拠点を高齢者ばかりでなく、障がい者関係の事業の拠点に活用できるようにお願いいたします。
2. 仮設住宅群の中心に、障がい者、高齢者、児童などの福祉サービスの提供などを行なうサポート拠点を造ることは無論のこと、精神障がい者等医療とつながらないと大変な方を考慮した医療関係機関を設けていくことをお願いいたします。
3. 一般労働者もそうですが、就労支援事業所等に通う障がい者はそれ以上に原発事故の影響での風評被害による商品の販売中止、農作物の出荷停止、企業等からの委託作業の激減等、工賃を支払われないような状況になっています。障がい者福祉制度の中で、工賃等に対する必要な保障や仕事のあっせん、アンテナショップへの納品などの支援をよろしくお願いいたします。
4. 原発の影響によって職員が避難している事業所においては職員の不足が見られます。厚労省でいう「介護職員等の派遣に関わる費用の取り扱いについて」では派遣要請事業所が人件費を支払うこととなっています。避難している職員を解雇することなく介護職員等の派遣をお願いするためには国、県、市町村から人件費の支出をしていただく必要があります。この件についてもご検討をよろしくお願いいたします。
5. 現在南相馬市で生活している精神障がい者等は病院に通うことができない状況におかれています。精神障がい者等にとって服薬はとても重要なことです。精神障がい者等が安心して通ったり入院することのできる医療機関を南相馬市内に作っていただくこと(働きかけ)をよろしくお願いいたします。
6. 大震災において公共交通機関(JR等)が不通となって障がい者の移動の手段が奪われてしまいました。公共交通機関が回復されるまでの間、それを代行する移動手段を講じていただけないでしょうか。
7. 大震災が起こる前は事業所等に通って作業を行ない、または憩いの場として障がい者

が活用していましたが、大震災が起こって障がい者が集まって生活の一部としてきた事業所が無くなったために、障がい者が通える場が少なくなってきました。障がい者に限らず被災者が日常生活の一部を過ごすことができるサロンの場を作ることを提案いたします。サロンの場で複合的な福祉サービスの提供ができる体制をぜひ作ってくださるようよろしくお願いいたします。

8. 家屋倒壊や原発事故の影響により、避難生活を強いられている被災障がい者等が生活保護を申請される際に、保護課の職員から「行政や東電等から義援金等を受け取ったか」どうかを聞かれ、義援金等は収入認定されるというケースが多数報告されています。厚生労働省の通達「東日本大震災における被災者の生活保護の取り扱いについて」には、被災者が受け取る義援金等については、自立更生計画書を作成して提出すれば、自立厚生のために当てられる額として認めないことになっていますが、各市町村の生活保護担当職員の間でその取り扱いがまちまちの状況があります。そのようなことのないように、各市町村の生活保護担当の職員に周知を徹底して下さい。

3. コミュニケーションに関すること

1. 今回の大災害において聴覚障がい者においては情報の伝達がうまくありませんでした。原発が爆発を起こして一斉避難になった地域の聴覚障がい者は、皆の真似をして着の身着のまま何の荷物も持たずに避難したといます。そして、後から原発が爆発したことを知ったといます。聴覚障がい者に対してテレビによる手話通訳や字幕放送等、きめ細やかな情報伝達を是非とも行なっていただきたいと思っています。福島県からマスコミ関係機関に関して強気に働きかけてください。

4. 教育に関すること

1. 原発事故によって避難区域となった地域の養護学校の生徒は福島県内各地の養護学校に点在させられています。避難所から養護学校までの移動の手段が確保されない等、障がい児とその家族は大変な状況におかれています。また、養護学校の授業が終わった後の時間を過ごす場（児童デイサービス）がない等という問題もあります。そのような問題を解決するために福島県として解決策を検討して下さい。
2. 原発事故によって避難区域となった地域の養護学校の生徒に関して、避難先での特別教育体制が取れないならば、思い切って地域の普通学校に通わせるような対応があっても良いと思います。インクルーシブ的な教育のあり方を、この大震災を機に考えていきませんか。
3. 福島県でスクールソーシャルワーカーの予算をとっているということですが、賃金が安い等雇用条件が悪く、なり手がいないと聞きました。障がい児や、家族たちは避難生活等で心身ともに疲れているので、その者たちの相談者としてスクールソーシャルワーカーはもってこいの役割と思います。スクールソーシャルワーカーが安心して働

くことのできるような雇用体系を早急に作っていただきたいと思います。

5. 障がい者の避難先に関すること

私たちは福島県内の避難所をつぶさに回って、被災障がい者の所在確認を行ないましたが、避難所にはごく少ない障がい者しかいませんでした。それも、高齢者や知的、精神の障がい者で、重度の身体障がい者の姿は見えませんでした。それで、各方面にわたって調査したところ、重度の身体障がい者は本人の意思とは関係なしに、入所施設に避難させられている現実が浮かび上がってきました。私たちはその後、福島県内の入所施設を回って、被災障がい者の所在確認を行なってきましたが、施設から施設への避難者が多く、在宅から施設へというケースは10人程度でした。では、その他の重度の身体障がい者はいったい何処へ避難したのでしょうか。私たちの推測ですが、たぶん、福島県内の入所施設では被災障がい者の受け入れができないために、福島県の周囲の他県の入所施設に避難しているのではないのでしょうか。福島県ではそれをご存じでしょう。どこの施設に何人の被災障がい者が避難しているのかを私たちに教えてください。私たちはどんなに遠くの入所施設でも被災障がい者を訪ねて行きます。地域生活移行と逆行する方向に行かないために。

福島県外の避難所におられる被災障がい者に対して必要な支援を準備していますので、是非とも私たちの支援センターの周知の徹底を、福島県を通じて行なってくださるようお願いいたします。(チラシを用意いたします)

原発の事故等で避難区域から避難した重度の身体障がい者の所在確認をしていますが 2011年6月21日

避難区域となった各町村 障がい福祉関係職員様

被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

3月11日の大震災から3か月が過ぎましたが、福島県は原子力発電所の事故のこともあり、まだ復興の「ふ」の字も出てこない状況が続いています。そのような状況下で、福島県内の各町村職員の皆さんは大変な仕事に就いていると思います。お疲れ様です。

さて、私たちJDF被災地障がい者支援センターふくしまでは、自分たちの事業所の利用者の皆さんの安否確認を行い、家の荷物が散乱してそこに住むことのできない障がい者には避難所を勧め、ともかく支援物資を被災地で困っている障がい者関係事業所へ届けるという活動を行ない、福島県内の避難所を回って、避難所の障がい者の存在を確認し、その方に困っていることを聞いて、行政や相談支援員に回すという支援活動を行なってきました。福島県内の避難所をくまなく回ってきましたが、避難している障がい者は少なく（避難所では満足な避難生活ができないので）、それも、軽度の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者等が多く、重度の身体障がい者にはなかなか巡り会わないのでした。

では、いったい何処に重度の身体障がい者は避難しているのでしょうか？第二次避難所であるホテルや旅館に避難しているのだろうか？それとも、自らの意思とは関係なく家族と離ればなれになって、入所施設に入ってしまったのだろうか、様々な情報を頼りに、重度の身体障がい者を探し求めて走り回っています。

私たちは、私たちの仲間である脳性まひ者等の重度障がい者が、地域社会の中で、地域の人たちとふれあって生きていける世の中を創ることを夢見て活動を行なってきています。

避難区域となった町村の職員の皆さん、いくら重度の障がい者でも生きていく権利があるのですから、そのような者をどうか見捨てずに、地域社会の中に救い出してください。重度の身体障がい者が何処に避難しているのか、情報があれば、どうか、私たちに教えていただけませんか。私たちは、福島県内で活動している自立生活センターの仲間たちとともに、どんなに重度の者でも地域で自立した生活を送れるように支援する努力をしています。私たちと一緒に、1人でも多くの重度障がい者の地域生活移行を進めていきましょう。

東日本大震災を経験して、国に対する提案・要望 2012年1月20日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

JDF 東日本大震災被災障がい者支援いわて 代表 田村 幸八
JDF みやぎ支援センター 代表 阿部 一彦
JDF 被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春
日本障害フォーラム (JDF) 代表幹事 小川 榮一

2011年3月11日東北・関東に大地震が起こり、岩手・宮城・福島沿岸部を大津波が押し寄せ、2万人あまりの多数の方が亡くなりました。亡くなった障害者の数が健常者のそれに比べて2倍との報道がありました。さらに、福島県では原発の事故により、莫大な放射性物質が福島県内に降りそそいで甚大な影響を与え、復興のスタートラインにも着けない状況が続いています。

私たち、各地の被災地障がい者支援センターでは、被災した障害者の実態を把握して個別支援にむすびつけていくために、全国各地からの駆けつけていただいたボランティアのみなさんと共に避難所や仮設住宅を回ったところ、ごく少数の障害者の姿しか見かけませんでした。避難所も仮設住宅も、あるいは借り上げ住宅にしても障害者の避難生活を保障するものではありませんでした。

この東日本大震災以前にも、阪神・淡路大震災や中越大地震など、大きな震災を何度も経験しているにもかかわらず、我が国では障害者や高齢者の命を守り、被災後の生活の方法を考慮にいていない震災対策がまかりとおっているのが実状です。私たちはこの東日本大震災を経験して、それをターニングポイントに、わが国の震災時における障害者はじめ特別な配慮が必要な人への対応策をより実効性のあるものにしていくため、提案と要望を下記に述べていきます。

＝記＝

1. 災害時における対策

支援センターでは、被災障がい者の所在確認を行うには障害手帳保持者、要援護者などの名簿提出を行っていただかなければならないとして、政府、各県、各市町村にいち早く働きかけてきましたが、個人情報の保護に関する法律の壁が厚くて、なかなか実現化できないで今日までできています。唯一、福島県南相馬市だけが市長の大英断によって、被災障害者宅を回って訪問調査活動を行うことができました。

また、避難所は学校の体育館のようなところが多く、高齢者や障害者にとっては障壁の多いバリアフルな構造でした。阪神大震災のときから仮設住宅のバリアフリーを求める声が上がりに、ユニバーサルデザインの仮設住宅が今回こそ当初から計画されるものだと期待

していました。しかし、残念なことに東日本大震災の現在に至っても、早くから当事者団体が要望したにもかかわらず現実には合理的配慮など後回しにされてきています。

【提案・要望】

1. 岩手、宮城、福島の被災した各市町村の障害者の名簿開示を早急に行い、障害者関係団体等に被災障害者の実態調査を行えるよう配慮していくこと。さらには、今後震災等が起こった際には、障害当事者団体等に名簿開示を行い、速やかな被災障害者への当事者の立場からの支援活動が行える状況を創り出していくこと。
2. 今後も全国各地で大規模災害は起こりうる。そのときの対策として、避難所として利用する可能性のある建物は向こう5年以内に速やかに全てバリアフリー化すること。さらに、あらかじめ障害者や高齢者に使いやすいお風呂やトイレを組み合わせたユニット式B Tを建築しておき、避難所に設置していくような方策をとっていくこと。その他、様々な障害者の特殊性を考慮した形で避難生活が容易にできる方法を義務づけること。
3. 仮設住宅を利用するのは、高齢者が多いと予想される。仮設住宅の設計段階ですべての住宅をユニバーサルデザイン化されたものにする。こと。（入り口を広くし、バストイレに余裕をもった広さを確保し、介助者とともに活用できるようにすること。）

2. 住宅について

大きな災害後には高血圧や生活習慣病が壮年層に顕著に出現する傾向があることはよく知られています。誰もがいずれは高齢になり、若い頃と同じ方法での動作や移動が出来なくなります。配慮の足らない家屋が人を施設に追いやっていくのです。生涯住み続けられる住宅のあり方を、今こそ強力に推進しなければなりません。アメリカや諸外国で進められている、ある程度法や制度でしることも考慮に入れ、実効性のある取り組みにしなければならなりません。復興住宅でユニバーサルデザインを共通基準とするよう、我が国でもこのような条例をぜひとも創設していきましょう。今後もし大震災が起こった場合に、ユニバーサルデザインの住宅であれば、被災障害者が誰の家にでも避難することが可能になるでしょう。そうすれば、望まない施設への入所も無くなるでしょう。

【提案・要望】

1. 一般の住宅はすべてユニバーサルデザインを標準とした規格を法制化すること。そのために政府と住宅会社や障害当事者と話し合う機会をもうけ、ユニバーサルデザイン住宅法制化プロジェクトを立ち上げていくこと。
2. さらに、地域社会のコミュニティのあり方を考える際に、プライバシーを守れる環境で、共有部分を設けて多世帯が集団で生活できる住宅（コーポラティブ住宅）システムの構築を検討し、実現化していくこと。

3. 障害者に対するサービスについて

東北の行政では、県内の各市町村に住んでいた在宅の重度身体障害者の家族に介助などの負担を押しつけていた傾向があったのではないのでしょうか。とくに東北地方は、財政的基盤の弱さもあって障害者福祉関係の予算が低いということも事実です。大震災では、以前よりも福祉サービスを受ける障害者が増えていくという現実があります。

【提案・要望】

1. 大災害時においては、とくに在宅の重度障害者の福祉サービスについて、被災した特に財源規模の小さな地方自治体の負担を極力少なくする方策を取っていくこと。
2. 大震災において、いつ強い余震が来るか分からない状況下では、単身での自立生活をしている者にとって、恐怖におびえる時間を過ごすことになる。そのようなことも鑑みて、震災時等における重度身体障害者のヘルパーの派遣時間を大幅に増やすこと。

4. 障害者の生活(所得)保障について

大震災においては、被災した障害者やその家族が職を失って路頭に迷う例が現実的に多くなっています。知的障害者等の就労支援の事業所に仕事の発注が少なくなっているという現実があり、地域で生活している障害者にとっては非常に切迫した状況にあります。

【提案・要望】

1. 今般、我が国の財政事情が堪ばしくないということもあり、生活保護の受給対象者を制限していくといった動きがみられる。困窮した日本国民の最後のよりどころとなる生活保護制度なので、今回のような大震災の折には、餓死者や自殺者を出すことのないよう、障害者をはじめとする被災生活困窮者には生活保護を支給していくこと。
2. 今回の地震や津波、あるいは原発の事故によって、義援金、東電の賠償仮払い金などが被災した生活保護を受けている障害者などにも支給された。しかし、末端の行政機関である各市町村ではその全額を収入認定とみなして、生活保護をさし止めしていく事態が起きている。そのようなことが起こらないように、国としてしっかりとした伝達システムを確立していくこと。
3. 被災している障害者等を考慮した、障害基礎年金に加算した形での所得保障制度を創設していくこと。
4. 被災している障害者等が働いて収入の得られるシステムを、被災地の事業所を含め、多くの住民たちと研究開発すること。その研究開発に対しての補助制度を設けること。

5. 原発に関連して

福島県に設置してあった第一原発は、未曾有の地震と津波により壊れかけて、膨大な放射性物質を福島県はじめ近隣各地にまき散らしました。そうした事態の中、福島県民の約3万人が県外に避難しています。今後も避難者は増え続けるのではないのでしょうか。

【提案・要望】

1. 自主的に県外に避難した福島県の障害者に関して、避難した先での住宅や福祉機器、福祉サービス等、きめ細かく柔軟性のある生活保障を提供すること。

17日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
厚生労働大臣 三井 辨雄 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様
国土交通大臣 羽田 雄一郎 様
復興大臣 平野 達男 様

JDF 被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

1. 災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しと行政への周知徹底

「要援護者」は洪水を想定して作られたようなので、身体の重度の方を中心に作られています。今回の災害では原発災害をみると、介護の必要な重度の障害の方だけではなく、環境要素が大きく関わってくる。夜と昼での家族構成が違っていることや、家から避難できるかではなく 30km から外に避難できるか否か、地域全体に避難を要されたときに避難体制ができていのかなど、大きな課題があった。災害の規模や種類、時間帯によって「要援護者」の考え方は変化するものである。そのような点を踏まえ、緊急時避難計画は、障害を持つ人や難病及び要援護者の視点に立ち、実行力のある支援策を講じること。

1. 地域の誰が、どこに、どの様な手段で避難するのかを政府や県・地域役所の中での避難誘導の発令権と責任者をはっきりしておくこと。
2. 障害を持つ人や難病及び要援護者等（以下障害を持つ人など）の避難先はホテルなどを確保する。避難先とは常時に連携しておき、避難先見学などをする。避難先は体育館ではない。体育館避難により寒さと疲労困憊で多数の人が亡くなった（新聞記事添付）。
3. どの様に避難するかは、障害を持つ人などが移動できる手段としての車両その他を設計確保すること。現在のバスの形では寝たきりの人などが起こされて移動中に死亡した。車いすのまま数台が乗車できることや、横になって移送できるバスなどを設計・増設すること救急車も考慮が必要。
4. 避難時の際の個別の避難計画も災害種類によって異なることを念頭に置いて作る必要がある。そして、「要援護者」は毎年変化しているため、随時の更新が必要である。

2. 行政に対して、災害時における個人情報への適切な取り扱いと積極的運用改善

1. 要援護者ガイドラインでは、積極的に「人の生命又は身体の保護の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、保有個人情報の目的外利用や外部提供を行うことが認められている」との各行政の条例文をもとに支援につなげるようにと明

示してあるにもかかわらず生かされていなかった。ガイドラインがあっても運用が出来ていない。この条例があっても個人情報を開示するためにはハードルが高い現状がある。その結果、今回の震災時に、障がいをもつ者の確認が著しく遅れる事態を生んだ。平常時から、災害時の緊急事態に個人情報を開示し、安否確認を迅速に行い、生命を守るための運用方法を確立する必要がある。

2. 阪神淡路大震災では行政が積極的に障がいを持つ人などの名簿開示を行い、民間団体が障がいを持つ人などの安否確認に動き回ったと聞くが、今回の震災においては、個人情報保護法により行政の対応がうまくいっていなかった。今後も大きな大震災が起こりうるので、行政と障がいを持つ人等の民間団体の中で「災害対策市民会議」のような諮問機関を設け、障がいを持つ人等の名簿開示を含めた課題について話し合っていく必要がある。

3. 一般避難所、福祉避難所の根底からの見直し

1. 体育館等の避難先での配慮

体育館などの避難先において、障害を持つ人のトイレ・ベット・着替え場所確保には一般の人よりも特別な配慮が必要である。今回の震災でもトイレが混雑しているために水分を取らない、ベットがないために車いすで何日も過ごすなどで体調を崩した人が続出した。

2. 大災害時における緊急的避難所

大災害時に避難にできる家屋を事前に決めておき、何かあった場合に行政指導ですぐに避難所として活用していくことのできる状況整備をしていく。その建物には前もって食料や水、発電機などを準備していくような方策をとっていく。

3. 避難所のバリアフリー化・小規模化

また、避難所として活用していく建物はユニバーサルデザイン化したものでなくてはならない。障がいを持つ人などにも使いやすいバス、トイレのユニットを作っておき、災害が起こった時に避難所にそのユニットを設置していくことを考える。また、知的障がいを持つ人や精神障がいを持つ人にとっても生活しやすい避難所のあり方を考えていくことが必要である。例えば、大規模な避難所ではなく民間の建物などを活用した小規模避難所を地域に数多く設けるなどの対策をとっていくことが必要である。

4. 避難所としての民間施設の活用

障がいを持つ人や高齢者等、公共施設を活用した避難所ではなく民間施設のホテルや旅館に避難させる方策をとっていくことが望ましい。民間施設を活用したとしても、避難生活で困っている障がいを持つ人等の家族が存在していることであろう。行政が仲立ちした形で私たちのような支援団体につないでいく方策を考えていくべきである。

4. ユニバーサルデザイン仮設住宅の基本整備と支援ソフトの確立

1. 長期化する避難生活における障害を持つ人などが住める住宅の確保。

仮設住宅は土地の確保の問題から、まちから離れたところに建設されることが多い。または、放射線量の多い地域に仮設住宅が設置されているところもある。そのような場所で生活している障がいを持つ人などや高齢者にとっては移動手段の確保が難しい。仮設住宅の問題だけではないが、過疎地も含めた交通システムのあり方を模索して実現していかなければならないのではないか。

2. 障害者用の仮設住宅

単身の障がいを持つ人などが生活する仮設住宅は二つか四つの住宅を組み合わせた形で、お風呂やトイレまたはキッチンを共同で使うような仮設住宅があっても良いのではないか。こうすれば車椅子でも身動きの取れる広さのある住宅になる。それから洗濯機は共同で使うような方法をとればよいと考える。既存の仮設住宅にはトイレやお風呂には10cm程度の段差があった。このような段差があればよく歩けない高齢者にとっても利用面で非常に困難である。設計上、このような段差を取り除くような仮設住宅を造るべきである。また、高齢者や障がいを持つ人などにスロープが設置してある仮設住宅に優先的に住めるような方策をとっていくべきである。

3. 仮設住宅から復興住宅への移行に向けて

仮設住宅に住んでいる被災者の多くは高齢者である。みなし住宅に住んでいる障がいを持つ人なども復興住宅に移って行くことも考えられる。そういう意味で、今後つくる予定のある復興住宅は全てユニバーサルデザイン化されたものにしていくこと。

5. 被災地福祉サービスの継続実現の確保

1. 福祉サービスを利用していない障害を持つ人などがいる家族への緊急支援

障がい者自立支援法や介護保険等のサービスを受けている障がいを持つ人などは、サービス提供事業所で安否確認ができるが、常時福祉サービスを受けていない人が今回の災害時や避難時に地域に取り残された。また、相談するところもわからない状態があった。サービスに結びついていない障がいを持つ人などの安否確認を迅速に行うには、行政とその地域の住民たちの連携した行動が必要である。日ごろから行政と住民による災害訓練を行っていく。

2. 緊急時に対応するため医療機関との連携を常時に図っておく

原発事故のように、ふるさとから遠い所に避難を余儀なくされ、医療機関も避難を余儀なくされて治療も薬も手に入らない状態の中で、障害を持つ人などの死亡や病状悪化が相次いだ。避難先の医療機関に、被災前の治療の情報がスムーズに届くための工夫はできないか。例えば電子カルテなど、避難先の医療機関に送付（または持参）できないか。精神障害者がお医者さんを変えずに治療を続けるような手立てがとれないか。お薬手帳を避難先へ持参するなど必要だが、薬などが避難先の医師にスムーズに情報をつ

なげることができないか。

3. 緊急時の介助支給時間の柔軟な変更

原発事故などによる災害時の介護支給時間数の不足に対しては、1日24時間の緊急時間数を決めておく。更に、避難先でも介護が受けられる柔軟性が必要である。

6. 緊急時の情報保障と相談体制の充実

1. 避難先での支援者確保と整備

コミュニケーションがなかなかとれない聴覚障がい者などに震災の情報を的確に知らせていく方策を考え、実現していくことが必要である。また、障害を持つ人などに緊急時に対応する人材の確保が必要である。手話通訳士・視覚障害者の手引きと死亡者や行方不明者などの情報提供・障害を持つ人の介護人などの確保＝他県や本県で地域の福祉事業所などへの協力体制や定期的なシュミレーションをしておく。

2. 緊急時情報提供＝障害を持つ人へのわかりやすい情報提供の在り方

- テレビ・新聞報道等は正確な情報を提供すること＝スピーディ情報など
- 「爆発的事象?」「ただちに人体に影響はない?」等わかりにくい表現は避けること
- 新しい言葉＝ μ (マイクロ) Sv (シーベルト) などには必ず注釈を明記しておくこと

3. 相談事業体制の充実

今年(2012年)の1月に福島県から復興財源を当てた予算が(被災地障がい者支援センターふくしま)に割り当てられて今年度は何とか活動を続けていくことができるが、来年度の予算は国の復興財源の関係でどうなるかわからない状態である。確実に来年度以降の被災地障がい者支援センターへの予算を確保していただきたい。またその運営においては、小さな団体も含めて議論に参加できる環境を整えていただきたい。福島県の場合、原発事故の影響で被災障がいを持つ人などの支援活動が長期的になることが予想される。福島県の場合に限ったことではないが、大災害が起こった際に民間団体で真剣に支援活動を行っているところには政府から財政的支援があることが望ましい。

7. 原発事故(放射能リスク)への対応の見直し

福島県民にとって放射線被害は恐怖である。なるべく放射線の影響の軽減を図る方策を政府と福島県は責任を持って行っていくべきである。放射線の影響の軽減を図る一つの方法として福島県外への避難と保養があげられる。障がい児を含めた子ども達や障がいをもティ大人などの避難・保養に関して交通費や宿泊費の助成をおこなう。原発事故においては障害を持つ人など、避難する人にも福島県に留まる人にも戻る人にも、子供同様リスクの高いグループとして支援救済を優先的に図ること。

1. 避難準備区域や屋内退避時にも、障害を持つ人などは避難対象者として扱うこと

障害を持つ人の一人暮らしやそれに準ずる家庭は、介助者が来なければ移動もトイレ

も食事をとることもできない。救援物資が届かずに屋内退避では餓死することとなる。

2. 放射能リスクの高いグループとして、子供・妊婦・障害を持つ人などを優先して避難させること。

それに伴う必要経費は東電が一義的な負担を負うが国が責任を持って代替えして避難させること。放射能被曝において子供の感受性が高いことは周知の事実としてあるので再度の発言はしないが、免疫不全症候群の人や障害を持つ人などへの救済は優先して避難や治療検査の支援策が必要である。

3. 障害を持つ人などの避難に対し、人権軽視の発言には謝罪が必要
リスクが高い要援護者の移送はしない選択肢もあるとの人権軽視の発言があるが、見捨てる社会であってはならない。謝罪と改善を求めたい（新聞記事添付）。
4. 原発事故による避難指示がある地域での緊急時に対応を迫られる一般事業所の介護職員やヘルパーなどへの被曝に対しての治療や検査の責任は国にあることを明らかにしておく。
5. 障害を持つ人などが、福島県内に留まる時には正しい情報による防御策や被爆健康手帳の配布・健康管理支援の徹底を講じること。また役所の担当者が定期的に健康に対する相談を行うこと。
6. 障害を持つ人などが避難先から戻ったり、避難しないで留まっている人への 1 年間に必要な保養の機会を国の責任のもとに行われること。

8. 原発は即時廃炉にして、再生可能エネルギー確保に努めること

1. 再生可能エネルギーを確保すること＝原発がなければ人工呼吸器をつけている人などの電気供給に支障が生じるなどと、原発推進のダシにしないこと。
2. 障害を持つ人は、原発のない安心した地域での暮らしを切望している。